

# 車いすハンドボール公認審判員、公認テクニカルオフィシャル、公認審判指導員等に関する規程

## 第1節 総則

### 第1条【目的】

本規程は、一般社団法人日本車椅子ハンドボール連盟（以下「本連盟」という）に登録された車いすハンドボール競技の審判員（以下「車いすハンドボール審判員」という）並びにテクニカルオフィシャル、審判指導員（以下「審判インストラクター」という）の資格および地位に関する事項を定めることを目的とする。

### 第2条【本連盟の権限】

本連盟は、日本国内において行われるすべての車いすハンドボール競技の公式試合（以下「公式試合」という）における審判、テクニカルオフィシャルに関する事項について決定する権限を持つ。

### 第3条【公式試合の車いすハンドボール審判員、公認テクニカルオフィシャル、公認審判インストラクター】

1. 本連盟に登録された車いすハンドボール審判員（以下「公認審判員」という）以外の者は、日本国内における一切の公式試合の審判活動を行うことはできない。ただし、本連盟が認めた外国人審判員はこの限りではない。
2. 本連盟に登録された車いすハンドボールテクニカルオフィシャル（以下「公認テクニカルオフィシャル」という）以外は、日本国内における一切の公式試合におけるテクニカルオフィシャル活動を行うことができない。ただし、本連盟が招聘した外国人テクニカルオフィシャルはこの限りではない。なお、公式試合には最低1名の公認テクニカルオフィシャルの配置を原則とするが、大会によって各試合に有資格者を配置することが困難な場合、主催者の判断で、会場内に必要に応じて指導助言ができる有資格者を少なくとも1名配置することで、競技を運営することができる。
3. 本連盟に登録された車いすハンドボール審判インストラクター（以下「公認審判インストラクター」という）以外の者は、日本国内における一切の公式試合においての審判員の指導をすることはできない。ただし、本協会が認めた外国人審判インストラクターはこの限りではない。

## 第2節 公認審判員の資格

### 第4条【資格の種類】

公認審判員の資格は、次の4種類とする。

- (1) 国際審判員（兼車いすハンドボールS級テクニカルオフィシャル）
- (2) A級審判員（兼車いすハンドボールA級テクニカルオフィシャル）
- (3) B級審判員（兼車いすハンドボールB級テクニカルオフィシャル）
- (4) 終身審判員（兼車いすハンドボール審判インストラクター）

## 第5条【技能の区分】

1. 国際審判員は、国際ハンドボール連盟またはアジアハンドボール連盟において、登録されている審判員もしくは登録されていた審判員に与えられる資格である。
2. A級審判員（兼車いすハンドボールA級テクニカルオフィシャル。以下「車いすハンドボールA級審判員」）は、本連盟が主催等する国際競技を含めた車いすハンドボール競技の試合（以下「公式競技会」という）の審判を行う技能を有する者に与えられる資格である。
3. B級審判員（兼車いすハンドボールB級テクニカルオフィシャル。以下「車いすハンドボールB級審判員」）は、本連盟が主催等する国際競技を除く車いすハンドボール競技の公式競技会の審判を行う技能を有する者に与えられる資格である。
4. 終身審判員（兼車いすハンドボール審判インストラクター）は、競技の発展と審判技術の向上のために後進の指導や大会の管理などの任にあたることを目的として、車いすハンドボールでは国際、A級を取得していた者に与えられる資格である。

## 第6条【資格の認定】

1. 公認審判員の資格は、満16歳以上とする。登録を継続する限り定年は設けない。ただし終身・国際・A級・B級の公認審判員について、全日本大会の審判担当は、満70歳の誕生日を迎えた年度の3月31日までとする。
2. 国際審判員の資格は、国際ハンドボール連盟およびアジアハンドボール連盟によって行われる国際審判員審査会において、適格と認められた者に対して認定する。
3. A級審判員の資格は、車いすハンドボールB級審判員のうちから、本連盟が主催するA級審判員審査会（兼車いすハンドボールA級テクニカルオフィシャル審査会）において、適格と認められた者に対して本連盟が認定する。
4. B級審判員の資格は、本人の申請を受け、B級審判員審判研修会（兼車いすハンドボールB級テクニカルオフィシャル研修会）を受講し、適格と認められた者に対して車いすハンドボールB級テクニカルオフィシャルの資格と併せて本連盟が認定する。
5. 公認審判員の認定審査基準は、本連盟競技・審判委員会が定める。
6. 第3項および第4項の規程にかかわらず、本連盟は、車いすハンドボールA級審判員および車いすハンドボールB級審判員の資格認定を行うことができる。
7. 前各項の規程にかかわらず、本連盟は、外国で審判員資格を取得した者については、その技能により適切な公認審判員の資格を適宜認定することができる。
8. 終身審判員の資格は、国際、A級を取得して満60歳を迎えた年の翌年度以降、適格と認められた者に対し、本連盟が認定する。

## 第7条【上級認定の要件】

公認審判員が、車いすハンドボールA級の公認審判員の資格を申請し認定されるためには、審査時において車いすハンドボールB級審判員を取得してから満2年を経ているなければならない。車いすハンドボールB級審判員を取得してから公式試合の担当をしていなければならない。

## 第8条【上級申請・新規申請に関する諸手続・費用】

公認審判員の上級申請および車いすハンドボールB級審判員並びに終身審判員の新規申請に関する諸手続を、以下に定める。費用に関しては、別表に定める額とする。

- (1) 車いすハンドボールA級審判員を申請する車いすハンドボール審判員は、所定の公認車いすハンドボールA級審判員申請書（兼公認車いすハンドボールA級テクニカルオフィシャル申請書）および手帳を本連盟に提出し、審査料を納入する。本連盟は、審査料が納入されていることおよび提出された手帳と公認車いすハンドボールA級審判員申請書（兼公認車いすハンドボールA級テクニカルオフィシャル申請書）の記入内容を確認し、審査を行う。申請の時期は別途本連盟が定める。
- (2) 車いすハンドボールB級審判員を申請する車いすハンドボール審判員は、審査料、認定料他をそえて本連盟に申請する。車いすハンドボールにおいて、新規車いすハンドボールB級審判員として登録する者は、新規車いすハンドボールB級テクニカルオフィシャルと併せて登録とする。本連盟は、申請者の審査料および認定料が納入されていることを確認し、公認車いすハンドボールB級審判員（兼車いすハンドボールB級テクニカルオフィシャル）認定者名簿を作成する。
- (3) 車いすハンドボール終身審判員を申請する公認審判員は、所定の車いすハンドボール終身審判員申請用紙に記入の上、本連盟に提出し、認定料を納入する。本連盟は、認定料が納入されていることおよび終身審判員申請用紙の内容を確認、推薦印を押印の上、本連盟に申請する。申請の期間は、毎年4月1日から4月30日までとする。終身審判員として登録する者は、現保有級に相当する公認審判インストラクターの資格と併せて登録とする。車いすハンドボール終身審判員となる者は、現保有級に相当する公認テクニカルオフィシャルの資格も併せての登録とする。登録者は、終身審判員名簿にその名を記録する。

## 第9条【上級審査と認定、登録】

1. 各級公認審判員の審査は年1回とする。
2. 車いすハンドボールA級審判員の審査は、本連盟が定める会場において、書類審査、実技試験、筆記試験、体力試験等によって行う。
3. 第2項の審査に合格した公認審判員は、認定料を指定された期日までに本連盟に納入する。認定料は別表に定める額とする。本連盟は、車いすハンドボールA級審判員（兼公認車いすハンドボールA級テクニカルオフィシャル）として登録する。

## 第10条【資格の有効期間】

公認審判員の認定後の有効期間は、次の通りとする。なお、年度とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

- (1) 資格を新規に認定された者は、認定日から当該年度末日(3月31日)までとする。
- (2) 資格を新規に認定された者は、認定日を以下の通り定める。
  - ア 上級審判員審査会が12月末日までに行われた場合、認定日は当該年度の4月1日とする。
  - イ 上級審判員審査会が1月1日以降3月31日までに行われた場合、認定日は翌年度の4月1日とする。

ウ 車いすハンドボール B 級審判員の認定日は、登録年度の 4 月 1 日とする。

(3) 資格の更新があった者は、4 月 1 日から当該年度末日 (3 月 31 日) までとする。

#### 第 11 条【資格認定における除外理由】

本連盟は、公認審判員としての活動の遂行に支障があると認められる者に対し、公認審判員資格を認定することはできない。

### 第3節 公認審判員の登録

#### 第 12 条【資格の新規申請に関する諸手続き】

1. 新たに公認審判員として活動を希望する者は、以下の手続きを経て登録される。
  - (1) 本連盟が第 6 条に基づいて実施する研修会を受講し、審査の上認定される。
  - (2) 本連盟が定める審査料および認定料を納付する。審査料および認定料は 別表に定める額とする。
2. 本連盟は、前項で登録された公認審判員に対して、公認審判員登録証を発行する。

#### 第 13 条【資格の更新登録】

1. 公認審判員の資格の更新登録は、以下の通りとする。
  - (1) 公認審判員が翌年度にその資格の更新登録を希望する場合、本連盟が認める審判講習会または研修会を受講し、適格と認定され、かつ本連盟が定めた期日までに審査料および認定料を支払わなければならない。
  - (2) 更新登録は、継続して行われなければならない。更新登録を行わない場合には、公認審判員の資格を失う。
2. 本連盟は、前項 (1) で資格更新と認定された公認審判員に対して、公認審判員登録証を発行する。
3. 本連盟は、第 1 項 (1) で資格更新と認定された車いすハンドボール審判員に対して、車いすテクニカルオフィシャルとしても資格の更新を認定する。

#### 第 14 条【登録料】

1. 公認審判員は、本連盟が定める登録料 (審査料および認定料) を納付しなければならない。
2. 本連盟への登録料は、毎年 1 年分を納付するものとする。
3. 本連盟登録料の金額は、別表に定める額とする。
4. 資格を更新する公認審判員の年齢は、更新手続きを行う年度開始日の前日 (3 月 31 日現在) の年齢とする。

#### 第 15 条【届出】

公認審判員は、届出済の公認審判員情報に変更を生じた場合、可及的速やかに所定の手続きにより変更しなければならない。

## 第 16 条【休止・再開】

公認審判員は、長期で海外勤務をするために日本で審判活動ができない、もしくは、長期の病気、怪我の治療又は妊娠などのために審判活動ができないなど、やむを得ない理由がある場合に限り休止を申請することができる。

なお、休止した公認審判員が活動を再開する場合、当該公認審判員は、本連盟に復活を申請し、所定の講習会、研修会等に出席する必要がある。

## 第4節 公認審判員の義務

### 第 17 条【遵守義務】

公認審判員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令および本連盟の各種規程・規則を遵守すること。
- (2) 競技規則等を正しく理解し、常に公平公正な判定を行い、日本の車いすハンドボール発展に貢献すること。
- (3) 所定の講習会、研修会等に参加し、審判技能の向上に努めるとともに、公認審判員としての自覚と責任をもって行動すること。
- (4) 試合に関して不正行為又は操作を疑われることのないよう自らを厳しく律すること。
- (5) 差別および暴力の根絶に向けた努力を継続すること。
- (6) 暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたないこと。
- (7) 暴力団など反社会的勢力との取引およびあらゆる不当要求を拒否すること。

### 第 18 条【服装等】

公認審判員の活動時の服装は、シャツ・ショーツおよびソックスのいずれも黒色であることを基本とする。ただし、シャツについては他の色のものを着用することも認める。いずれの場合も、競技者の服装と明確に区別できる色で、かつ当該試合を担当する審判員の服装が統一されていることを原則とする。

### 第 19 条【全日本大会審判員の服装】

公認審判員が、全日本大会の審判員として活動する場合は、会議等の出席も含め、主催者が指定する服装を着用しなければならない。

## 第5節 公認審判員の育成

### 第 20 条【公認審判講習会】

公認審判員は、級ごとに設定される本連盟が主催する審判講習会または研修会に、年 1 回以上出席しなければならない。

## 第6節 公認審判員の資格適格性の再審査および指導

### 第 21 条【公認審判員の資格適格性の再審査および指導】

1. 本連盟は、次の各号に該当する場合、公認審判員の資格適格性に対する再審査を行うことができる。
  - (1) 第 5 条に規定する技能を有すると認められない場合。
  - (2) 第 17 条に違反した場合。
  - (3) 第 54 条に定める機関において懲罰が科せられた場合。
  - (4) その他、公認審判員の資格適格性に疑義が生じた場合。
2. 本連盟は、公認審判員の資格適格性に対する再審査の結果、必要があると判断した場合、公認審判員へ次の指導を行うことができる。
  - (1) 注意（口頭による注意）。
  - (2) 嚴重注意（文書による注意）。
  - (3) 公認審判員資格の停止（一定期間の公認審判員資格の停止）。
  - (4) 公認審判員資格の降級（下位の公認審判員資格への変更）。
  - (5) 公認審判員資格の失効（失効後に車いすハンドボール B 級審判員に再度申請することは妨げられない）。
  - (6) 本項（1）から（5）の項目に代えて又は併せて、一定期間の社会奉仕活動への従事、書面等による反省文の提出その他必要な指導。

## 第7節 公認テクニカルオフィシャルの資格

### 第 22 条【資格の種類】

公認テクニカルオフィシャルの資格は、次の 3 種類とする。

- (1) 車いすハンドボール S 級テクニカルオフィシャル
- (2) 車いすハンドボール A 級テクニカルオフィシャル（兼車いすハンドボール国際審判員または兼車いすハンドボール A 級審判員）
- (3) 車いすハンドボール B 級テクニカルオフィシャル（兼車いすハンドボール B 級審判員）

### 第 23 条【技能の区分】

1. 車いすハンドボール S 級テクニカルオフィシャルの資格は、国際ハンドボール連盟又はアジアハンドボール連盟主催大会の公式競技会を担当する技能を有する者に与えられる資格である。
2. 車いすハンドボール A 級テクニカルオフィシャル（兼車いすハンドボール A 級審判員。以下「車いすハンドボール A 級テクニカルオフィシャル」）の資格は、本連盟が主催等する国際競技を含めた公式競技会を担当する技能を有する者に与えられる資格である。
3. 車いすハンドボール B 級テクニカルオフィシャル（兼車いすハンドボール B 級審判員。以下「車いすハンドボール B 級テクニカルオフィシャル」）の資格は、本連盟が主催等する国際競技を除く公式競技会を担当する技能を有する者に与えられる資格である。

## 第 24 条【資格の認定】

1. 公認テクニカルオフィシャルの資格は、満 16 歳以上とする。登録を継続する限り定年は設けない。ただし全日本大会のテクニカルオフィシャルの担当は、満 70 歳の誕生日を迎えた年度の 3 月 31 日までとする。
2. 車いすハンドボール S 級テクニカルオフィシャルの資格は、国際ハンドボール連盟又はアジアハンドボール連盟主催大会の試合にテクニカルオフィシャルとして参加した者、もしくは国際ハンドボール連盟又はアジアハンドボール連盟が主催する研修会等を受講し、適格と認められた者に対して本連盟が認定する。
3. 車いすハンドボール A 級テクニカルオフィシャルの資格は、本連盟主催の車いすハンドボール A 級テクニカルオフィシャル審査会（兼車いすハンドボール A 級審判員審査会）に参加して、適格と認められた者に対して車いすハンドボール A 級審判員の資格と併せて本連盟が認定する。
4. 車いすハンドボール B 級テクニカルオフィシャルの資格は、本連盟主催の車いすハンドボール B 級テクニカルオフィシャル研修会（兼車いすハンドボール B 級審判員研修会）に参加して、適格と認められた者に対して車いすハンドボール B 級審判員の資格と併せて本連盟が認定する。
5. 公認テクニカルオフィシャルの認定審査基準は、本連盟競技・審判委員会が定める。
6. 第 3 項の規定にかかわらず、本連盟は車いすハンドボール A 級および車いすハンドボール A 級テクニカルオフィシャルの資格認定を行うことができる。
7. 前各項の規程にかかわらず、本連盟は、外国でテクニカルオフィシャル資格を取得した者については、その技能により適切な公認テクニカルオフィシャルの資格を適宜認定することができる。

## 第 25 条【上級認定の要件】

公認テクニカルオフィシャルが、上級の公認テクニカルオフィシャルの資格を申請し認定されるためには、次の要件が満たされていなければならない。

車いすハンドボール A 級テクニカルオフィシャルの認定には、審査時において車いすハンドボール B 級テクニカルオフィシャル資格を取得してから満 2 年を経ている必要がなく、車いすハンドボール B 級テクニカルオフィシャル資格を取得してから、全日本大会もしくは 3 試合以上の公式試合を経験していなければならない。

## 第 26 条【上級申請に関する諸手続・費用】

公認テクニカルオフィシャルの上級申請に関する諸手続を、以下に定める。費用に関しては、別表に定める額とする。

車いすハンドボール A 級テクニカルオフィシャルを申請する公認車いすハンドボールテクニカルオフィシャルは、所定の公認車いすハンドボール A 級審判員申請書兼公認車いすハンドボール A 級テクニカルオフィシャル申請書を本連盟に提出し、審査料および認定料を納入する。本連盟は、審査料および認定料が納入されていることおよび提出された公認車いすハンドボール A 級審判員申請書兼公認車いすハンドボール A 級テクニカルオフィシャル申請書を確認する。申請の時期は別途本

連盟が定める。

### 第 27 条【上級審査と認定、登録】

1. 車いすハンドボール A 級テクニカルオフィシャルの審査は、本連盟が定める会場等において、書類審査、実技試験、筆記試験等によって行う。
2. 第 1 項の審査に合格した車いすハンドボールテクニカルオフィシャルに対し、本連盟は、車いすハンドボール A 級テクニカルオフィシャルとして認定し登録する。審査料および認定料は別表に定める額とする。

### 第 28 条【資格の有効期間】

公認テクニカルオフィシャルの認定後の有効期間は、次の通りとする。なお、年度とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。

- (1) 資格を新規に認定された者は、認定日から当該年度末日(3 月 31 日)までとする。
- (2) 資格を新規に認定された者は、認定日を以下の通り定める。
  - ア 車いすハンドボール A 級テクニカルオフィシャルの認定日は、登録年度の 4 月 1 日とする。
  - イ A 級テクニカルオフィシャル審査会が 12 月末日までに行われた場合、認定日は当該年度の 4 月 1 日とする。
  - ウ A 級テクニカルオフィシャル審査会が 1 月 1 日以降 3 月 31 日までに行われた場合、認定日は翌年度の 4 月 1 日とする。
  - エ 車いすハンドボール B 級テクニカルオフィシャルの認定日は、登録年度の 4 月 1 日とする
- (3) 資格の更新があった者は、4 月 1 日から当該年度末日 (3 月 31 日) までとする。

### 第 29 条【資格認定における除外理由】

本連盟は、公認テクニカルオフィシャルとしての活動の遂行に支障があると認められる者に対し、公認テクニカルオフィシャル資格を認定することはできない。

### 第 30 条【定年】

公認テクニカルオフィシャルの定年は、次の通りとする。

- (1) 車いすハンドボール S 級テクニカルオフィシャルおよび車いすハンドボール A 級テクニカルオフィシャルは、満 75 歳の誕生日を迎えた年度の 3 月 31 日までとする。
- (2) 本項 (1) で活動の継続を希望する者は、車いすハンドボール A 級テクニカルオフィシャルとしての活動を認める。
- (3) 公認テクニカルオフィシャルは、満 75 歳の誕生日を迎えた年度の 3 月 31 日をもって、全日本大会担当を終了する。

## 第 8 節 公認テクニカルオフィシャルの登録

### 第 31 条【資格の新規申請に関する諸手続き】

1. 新たに公認テクニカルオフィシャルとして活動を希望する者は、以下の手続きを経て登録さ

れる。

(1) 本連盟に申請の上、第 24 条に基づいて実施される研修会を受講し、認められる。

(2) 本連盟が定める審査料および認定料を納付する。審査料および認定料は別表に定める額とする。

2. 本連盟は、前項で認定された公認テクニカルオフィシャルに対して、公認テクニカルオフィシャル登録証を発行する。

### 第 32 条【資格の更新登録】

公認テクニカルオフィシャルの資格の更新登録は、以下の通りとする。

(1) 公認テクニカルオフィシャルが翌年度にその資格の更新登録を希望する場合、本連盟が認める講習会または研修会を受講し、適格と認定され、かつ本連盟が定めた期日までに審査料および認定料を支払わなければならない。

(2) 本連盟は、本項 (1) で資格更新を認定された公認テクニカルオフィシャルに対し、公認テクニカルオフィシャル登録証を発行する。

(3) 本連盟は、本項 (1) で資格更新と認定された公認車いすハンドボールテクニカルオフィシャルに対して、公認車いすハンドボール審判員としても資格の更新を認定する。

### 第 33 条【登録料】

1. 公認テクニカルオフィシャルは、本連盟が定める審査料および認定料を納付しなければならない。

2. 本連盟への審査料および認定料は、毎年 1 年分を納付するものとする。

3. 本連盟審査料および認定料の金額は、別表に定める額とする。

4. 資格を更新する公認テクニカルオフィシャルの年齢は、更新手続きを行う年度開始日の前日 (3 月 31 日現在) の年齢とする。

### 第 34 条【届出】

公認テクニカルオフィシャルは、届出済の公認テクニカルオフィシャル情報に変更を生じた場合、可及的速やかに所定の手続きにより変更しなければならない。

### 第 35 条【休止・再開】

公認テクニカルオフィシャルは、長期で海外勤務をするために日本で活動ができない、もしくは、長期の病気、怪我の治療又は妊娠などのために活動ができないなど、やむを得ない理由がある場合に限り休止を申請することができる。

なお、休止した公認テクニカルオフィシャルが活動を再開する場合には、当該公認テクニカルオフィシャルは、本連盟に復活を申請し、所定の講習会、研修会等に参加する必要がある。

## 第9節 公認テクニカルオフィシャルの義務

### 第 36 条【遵守義務】

公認テクニカルオフィシャルは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令および本連盟の各種規程・規則を遵守すること。
- (2) 競技規則等を正しく理解し、常に公平公正な立場で、日本の車いすハンドボール発展に貢献すること。
- (3) 所定の講習会、研修会等に参加し、技能の向上に努めるとともに、公認テクニカルオフィシャルとしての自覚と責任をもって行動すること。
- (4) 試合に関して不正行為又は操作を疑われることのないよう自らを厳しく律すること。
- (5) 差別および暴力の根絶に向けた努力を継続すること。
- (6) 暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたないこと。
- (7) 暴力団など反社会的勢力との取引およびあらゆる不当要求を拒否すること。

## 第 10 節 公認テクニカルオフィシャルの育成

### 第 37 条【公認テクニカルオフィシャル講習会】

公認テクニカルオフィシャルは、本連盟が主催する講習会または研修会に年 1 回以上出席しなければならない。

## 第 11 節 公認テクニカルオフィシャルの資格適格性の再審査および指導

### 第 38 条【公認テクニカルオフィシャルの資格適格性の再審査および指導】

1. 本連盟は、次の各号に該当する場合、公認テクニカルオフィシャルの資格適格性に対する再審査を行うことができる。
  - (1) 第 23 条に規定する技能を有すると認められない場合。
  - (2) 第 36 条に違反した場合。
  - (3) 第 54 条に定める機関において懲罰が科せられた場合。
  - (4) その他、公認テクニカルオフィシャルの資格適格性に疑義が生じた場合。
2. 本連盟は、公認テクニカルオフィシャルの資格適格性に対する再審査の結果、必要があると判断した場合、公認テクニカルオフィシャルへ次の指導を行うことができる。
  - (1) 注意（口頭による注意）。
  - (2) 厳重注意（文書による注意）。
  - (3) 公認テクニカルオフィシャル資格の停止（一定期間の公認テクニカルオフィシャル資格の停止）。
  - (4) 公認テクニカルオフィシャル資格の降級（下位の公認テクニカルオフィシャル資格への変更）。
  - (5) 公認テクニカルオフィシャル資格の失効（失効後に車いすハンドボール B 級テクニカルオフィシャルに再度申請することは妨げられない）。
  - (6) 本項（1）から（5）の項目に代えて又は併せて、一定期間の社会奉仕活動への従事、書面等による反省文の提出その他必要な指導。

## 第 12 節 公認審判インストラクターの資格

### 第 39 条【資格の種類】

公認審判インストラクターの資格は、次の 2 種類である。

- (1) 車いすハンドボール S 級審判インストラクター
- (2) 車いすハンドボール A 級審判インストラクター

### 第 40 条【技能の区分】

1. 車いすハンドボール S 級審判インストラクターは、A 級以下の車いすハンドボール審判インストラクター並びにすべての車いすハンドボール審判員の指導、評価および認定審査を務める技能を有する者に与えられる資格である。
2. 車いすハンドボール A 級審判インストラクターは、A 級以下の車いすハンドボール審判員の指導、評価および認定審査を務める技能を有する者に与えられる資格である。
3. 車いすハンドボールにおいて、各地域協会等の審判長並びに副審判長、その他審判長が指名する車いすハンドボール審判インストラクターの資格保有者は、車いすハンドボールに関わる全ての公認審判インストラクター並びに公認審判員の指導、評価および認定審査を務めることができる。
4. 車いすハンドボールにおいて、各地域協会等が主催する公式試合の審判長並びに副審判長、その他審判長が指名する審判インストラクター資格保有者は、参加する公式競技会または非公式競技会において、全ての公認審判インストラクター並びに公認審判員の指導、評価および認定審査を務めることができる。

### 第 41 条【資格の認定】

1. 車いすハンドボール S 級および A 級審判インストラクターの資格は、それぞれ本連盟主催の車いすハンドボール S 級および A 級審判インストラクター認定審査会に参加して、適格と認められた者に対して本連盟が認定する。いすハンドボール S 級審判インストラクターの資格は、国際審判長資格取得者もしくは資格を取得していた者に与えられる。車いすハンドボール A 級審判インストラクター資格は、車いすハンドボール A 級審判員資格取得者もしくは資格を取得していた者に与えられる。
2. 終身審判員として適格と認められた者は、現保有級に相当する審判インストラクター資格も併せて認定する。
3. 公認審判インストラクターの認定審査基準は、本連盟競技・審判委員会が定める。
4. 第 1 項の規定にかかわらず、本連盟は、車いすハンドボール S 級審判インストラクターおよび A 級審判インストラクターの資格認定を行うことができる。
5. 前各項の規定にかかわらず、本連盟は、外国で審判インストラクター等の資格を取得した者については、その技能により適切な級の公認審判インストラクターの資格を、適宜認定することができる。

#### 第 42 条【資格の有効期間】

公認審判インストラクターの認定後の有効期間は、次の通りとする。なお、年度とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

- (1) 資格を新規に認定された者は、認定日から当該年度末日(3月31日)までとする。
- (2) 資格の更新があった者は、4月1日から当該年度末日(3月31日まで)とする

#### 第 43 条【資格認定における除外理由】

本連盟は、公認審判インストラクターとしての活動の遂行に支障があると認められる者に対し、公認審判インストラクター資格を認定することはできない。

#### 第 44 条【定年】

各級の公認審判インストラクターの定年は、次の通りとする。

- (1) 車いすハンドボール S 級審判インストラクターは、満 70 歳の誕生日を迎えた年度の 3 月 31 日をもって定年とする。
- (2) 本項 (1) で活動の継続を希望する者は、車いすハンドボール A 級審判インストラクターとしての活動を認める。
- (3) 車いすハンドボール A 級審判インストラクターは、満 75 歳の誕生日を迎えた年度の 3 月 31 日をもって定年とする。

### 第 13 節 公認審判インストラクターの登録

#### 第 45 条【資格の新規申請に関する諸手続き】

1. 新たに公認審判インストラクターとして活動を希望する者は、以下の手続きを経て登録される。
  - (1) 新たに公認車いすハンドボール審判インストラクターとして活動を希望する者は、本連盟に申請の上、第 41 条に基づいて本連盟が実施する認定審査会を受講し、適格と認められる。
  - (2) 本連盟が定める審査料および認定料を納付する。審査料および認定料は別表に定める額とする。
2. 本連盟は、前項で認定された公認審判インストラクターに対して、公認審判インストラクター登録証を発行する。

#### 第 46 条【資格の更新登録】

公認審判インストラクターの資格の更新登録は、以下の通りとする。

- (1) 公認審判インストラクターが翌年度にその資格の更新登録を希望する場合、本連盟が認める講習会または研修会を受講し、適格と認定され、かつ本協会が定めた審査料および認定料を支払わなければならない。
- (2) 本連盟は、資格更新と認定された公認審判インストラクターに対して、公認審判インストラクター登録証を発行する。

#### 第 47 条【登録料】

1. 公認審判インストラクターは、本連盟が定める登録料（審査料および認定料）を納付しなければならない。
2. 本連盟への登録料は、毎年 1 年分を納付するものとする。
3. 本連盟登録料の金額は、別表に定める額とする。
4. 資格を更新する公認審判インストラクターの年齢は、更新手続きを行う年度開始日の前日（3 月 31 日現在）の年齢とする。

#### 第 48 条【届出】

公認審判インストラクターは、届出済の公認審判インストラクター情報に変更が生じた場合、可及的速やかに所定の手続きにより変更しなければならない。

#### 第 49 条【休止・再開】

公認審判インストラクターは、長期で海外勤務をするために日本で活動ができない、もしくは、長期の病気、怪我の治療又は妊娠などのために活動ができないなど、やむを得ない理由がある場合に限り休止を申請することができる。

なお、休止した公認審判インストラクターが活動を再開する場合には、当該公認審判インストラクターは、本連盟に復活を申請し、所定の講習会、研修会等に出席する必要がある。

### 第 14 節 公認審判インストラクターの義務

#### 第 50 条【遵守義務】

公認審判インストラクターは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令および本協会の各種規程・規則を遵守すること。
- (2) 競技規則等を正しく理解し、常に公平公正な立場で、日本の車いすハンドボール発展に貢献すること。
- (3) 所定の講習会、研修会等に参加し、技能の向上に努めるとともに、公認審判インストラクターとしての自覚と責任をもって行動すること。
- (4) 試合に関して不正行為又は操作を疑われることのないよう自らを厳しく律すること。
- (5) 差別および暴力の根絶に向けた努力を継続すること。
- (6) 暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたないこと。
- (7) 暴力団など反社会的勢力との取引およびあらゆる不当要求を拒否すること。

### 第 15 節 公認審判インストラクターの育成

#### 第 51 条【公認審判インストラクター講習会】

本連盟は、公認審判インストラクターの指導技術向上のため、車いすハンドボール S 級・A 級審判インストラクター講習会を年 1 回以上開催する。

## 第 16 節 公認審判インストラクターの資格適格性の再審査および指導

### 第 52 条【公認審判インストラクターの資格適格性の再審査および指導】

1. 本連盟は、次の各号に該当する場合、公認審判インストラクターの資格適格性に対する再審査を行うことができる。
  - (1) 第 40 条に規定する技能を有すると認められない場合。
  - (2) 第 50 条に違反した場合。
  - (3) 第 54 条に定める機関において懲罰が科せられた場合。
  - (4) その他、公認審判インストラクターの資格適格性に疑義が生じた場合。
2. 本連盟は、公認審判インストラクターの資格適格性に対する再審査の結果、必要があると判断した場合、公認審判インストラクターへ次の指導を行うことができる。
  - (1) 注意（口頭による注意）。
  - (2) 嚴重注意（文書による注意）。
  - (3) 公認審判インストラクター資格の停止（一定期間の公認審判インストラクター資格の停止）。
  - (4) 公認審判インストラクター資格の降級（下位の公認審判インストラクター資格への変更）。
  - (5) 公認審判インストラクター資格の失効（車いすハンドボール審判インストラクターに再度申請することは妨げられない）。
  - (6) 本項（1）から（5）の項目に代えて又は併せて、一定期間の社会奉仕活動への従事、書面等による反省文の提出その他必要な指導。

## 第 17 節 公認審判員、公認テクニカルオフィシャルおよび 公認審判インストラクターの表彰並びに懲罰

### 第 53 条【表彰】

本連盟は、審判およびテクニカルオフィシャル技術の向上等に著しく貢献のあった公認審判員、公認テクニカルオフィシャル並びに公認審判インストラクターを表彰する。

### 第 54 条【懲罰】

本規程および本連盟の諸規程に違反があった公認審判員、公認テクニカルオフィシャル、公認審判インストラクターは、コンプライアンス委員会にて、諮問、審議され、理事会にて処分される。

## 第 18 節 本規程の改廃

### 第 55 条【改廃】

本規程の改廃は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

## 附則

本規程は、2026年5月18日より施行する。

ただし、登録については、2026年4月1日より行うこととする。

## 別表

### 資格取得・更新にかかる登録料(審査料・認定料等を含む)について

公認審判員兼 TO※ <sup>1</sup>	B 級	2,000 円	審査料・認定料・審判手帳代を含む
	A 級	3,000 円	審査料・認定料・審判手帳代を含む
	終身	4,000 円	インストラクター資格も兼任での登録
公認審判指導員※ <sup>2</sup> (審判インストラクター)	A 級	3,000 円	車いすハンドボール A 級審判員 (兼 TO) 資格を有する者から取得が可能
	S 級	4,000 円	車いすハンドボール国際審判員 (兼 TO) 資格を有する者から取得が可能

※<sup>1</sup>：TO とは、テクニカルオフィシャルの略

※<sup>2</sup>：ワッペン・審判用品の購入および金額については別途定める。